

オンライン診療等環境整備費補助事業 よくある質問（FAQ）

No.	質問	回答
1	「発熱診療等医療機関」の指定を受けることが補助金交付の要件となっていますが、それにより外来での対面診療を行う必要がありますか？	オンライン診療のみでも指定を受けることが可能です。対面で診療することが必須ではありません。
2	県のウェブサイト上に公表することが条件となっていますが、具体的には、どのような手続きを取ればいいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・「発熱診療等医療機関」の指定をまだ受けていない場合は、申請時に「4 県ホームページ等での公表の可否」で「可能」を選択して下さい。 ・既に指定を受けているものの、「非公開」としている場合は、県の医療危機対策本部室感染症対策企画グループ（045-210-1111(代表)）へお問い合わせ下さい。
3	まだ「オンライン診療の施設基準に係る届出」も「発熱診療等医療機関の指定の申請」も行っていない場合でも、申請は可能ですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は可能です。ただし、実績報告書提出時に「オンライン診療の施設基準に係る届出又は届出受理書面の写し」と「発熱診療等医療機関の指定に係る申請書又は指定書の写し」を提出していただく必要がありますので、お早めにお手続きください。 ・なお、「施設基準に係る届出」は関東信越厚生局、「発熱診療等医療機関の指定の申請」は県の医療危機対策本部室感染症対策企画グループ（045-210-1111(代表)）への申請となります。
4	既にオンライン診療は行っているが、オンライン診療に使う機器の買い替えは、補助の対象になるか？	<p>買い替えることによりオンライン診療数の規模が拡充出来る場合には対象となります。</p> <p>（例）従来、1人の医師で実施していたものを、機器を増設して2人の医師で同時にオンライン診療を行えるようにする場合 など</p>
5	オンライン診療のための機器をすぐに購入してもいいですか？	<p>機器の購入は、原則として、県で交付申請書の審査を行い、条件を満たしている場合に送付する交付決定通知書の受領後となりますが、交付決定通知書の受領前に、事業を始める必要がある場合には、「事前着手届」を申請書類とともに提出いただくことで、事前の購入が可能となります。</p> <p>ただしすぐに始める必要がある場合には、交付決定がなされなかった場合においても意義は申し立てないということに同意の上、「事前着手届」を申請時に提出してください。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類に「役員等氏名一覧表」がありますが、役員が1名の場合でも必要ですか？10名いる場合には10名全員分の記載が必要ですか？ ・役員とは、どのような人のことですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の申請にあたっては、すべての役員について役職名、氏名、振り仮名、生年月日、性別及び住所を記載した役員等氏名一覧表を提出してください。 ・役員とは、理事長、院長などの役職の方になります。（従業員は含まれません。）